

VER 3.1

日付：2025年5月8日（木）～23日（金）

会議：第5回全国支部執行委員長会議／5月度支部長会議

労働組合の組織統合に向けて



セブン&アイグループ労働組合連合会
イトーヨーカドー労働組合



イトーヨーカドー労働組合
ヨーク分会

1. 新たな労働組合の概要

(1) 労働組合統合に向けた考え方

2023年9月1日に(株)イトーヨーカ堂と(株)ヨークは(株)イトーヨーカ堂を存続会社とする企業合併が完了した。以降、(株)イトーヨーカ堂を含めた SST 事業グループは次々と大きな変革を迎えている。このような環境の中、組合員の雇用・労働条件を守り、健全かつ交渉力を持つ労使関係を維持するためにも、「一企業一組合」の考え方を基本とし、イトーヨーカドー労働組合とイトーヨーカドー労働組合ヨーク分会（法人登記名：ヨークマート労働組合）は労働組合統合に向け、執行機関である中央執行委員会内に「労働組合統合準備委員会」を設置し、準備を行ってきた。この間、中央執行委員会及び支部執行委員長／支部長の会議を通じてお互いの組織風土や、活動について意見交換を行ってきた。

イトーヨーカドー労働組合とイトーヨーカドー労働組合ヨーク分会（法人登記名：ヨークマート労働組合）が統合するにあたり、統合の考え方は「対等合併」とし、両労働組合は解散のうえ統合し、「第1回定期中央大会」として新たな労働組合を今秋よりスタートしていくことを「労働組合統合準備委員会」で確認をしている。

但し、法的手続きにおいては、労働組合法に則って統合の手続きを進めていくことを原則とし、片一方の労働組合の法人登記を活かし、新たな労働組合として設立する。また、労働組合統合後の新たな組織名称は、“**株式会社イトーヨーカ堂の企業別労働組合**”の位置づけから「イトーヨーカドー労働組合」とする。しかし、既存の労働組合とは異なり、労働組合同規約・労働協約ともに全てにおいて新たに策定していく。

尚、現労働組合が所有する残余財産（中央会計・支部会計）は、新たな労働組合に帰属する。

上記の考え方を踏まえ、労働組合統合に向けた法的手続き上必要な対応について、順次確認をしていく。また、「第1回定期中央大会」までは両労働組合の2025年度活動方針に則って、現組織・活動を継続する。

(2) 新たな労働組合の綱領

綱領

☐ 私たちは、健全中立的なる民主的組織を確立し、

労働生活諸条件の向上と文化生活の増進をはかります。

→私たちは完全に自主的な立場にたち、他から影響を受けることなく民主的な方法で自ら問題の解決、改善の取り組みをしています。自ら考え、悩みみんなで決定し、実行していく、これが基本です。

☐ 私たちは、全組合員の世論を集め、これを経営に反映させることを推進いたします。

→労働組合は私たち自身が主役の場です。日頃、感じていることを会社にも伝え、私たちの手で希望を実現していくことが大切です。

☐ 私たちは、要求の実現において、経営者との利害対立には

団体交渉による解決を重視して行動します。

→私たちは労使のパートナーシップを基盤とする話し合いの解決が最も良い方法と考えています。要求実現のための労使交渉の場だけでなく、問題の解決や、要求の実現のため各種の労使専門委員会を設置するなど、日頃も労使の話し合いを大切にしています。

☐ 私たちは、技術の開発、識見の啓発に努め、もって人格の向上をはかります。

→私たちはイトーヨーカドー労働組合の組合員であると同時に社員ですが、それ以前に社会人です。私たちは社会の中での役割を認識しながら自らの見識を高めその役割を果たしていきます。

組織の綱領とは、組織の活動や運営の基本的な考え方を示したものです。

組織の「憲法」とも呼ばれ、組織がどんな目的を果たすために、どのようなことを行うべきかについて指針となります。

（３）新たな労働組合の３つの基本的考え方

□ 涸れた井戸から水は汲めない

労働組合として一番大切に考えなくてはならないことは、雇用を守ることだと考えます。つまりイトーヨーカ堂という企業が存続することが大前提なのです。そのためには私たち自身で業績を上げなければなりませんし、そのための活動も大切です。業績向上のための取り組みを一人ひとりがもっと真剣に進めていくことが、私たちの労働条件の維持・向上につながるという考え方です。

□ 組合員による組合員のための組合活動

私たちの職場で発生する問題は、地域・仕事内容など、それぞれの立場・役割の中で次々と発生しています。つまり、置かれている環境ごとに問題が違います。こうした問題を解決するには、その職場の方々が皆で話し合い対応していくことが大切なのです。誰かにしてもらうのではなく、自分たち自身で考えて自分たち自身の手で解決していくことが、一番の活動だという考え方です。

□ 一人は皆のために皆は一人のために

より多くの仲間の輪を拡げていくことで、お互いに助け合う力が強くなると考えます。そして出来る限り、広い地域や国へと拡大していくことが必要だという考え方です。

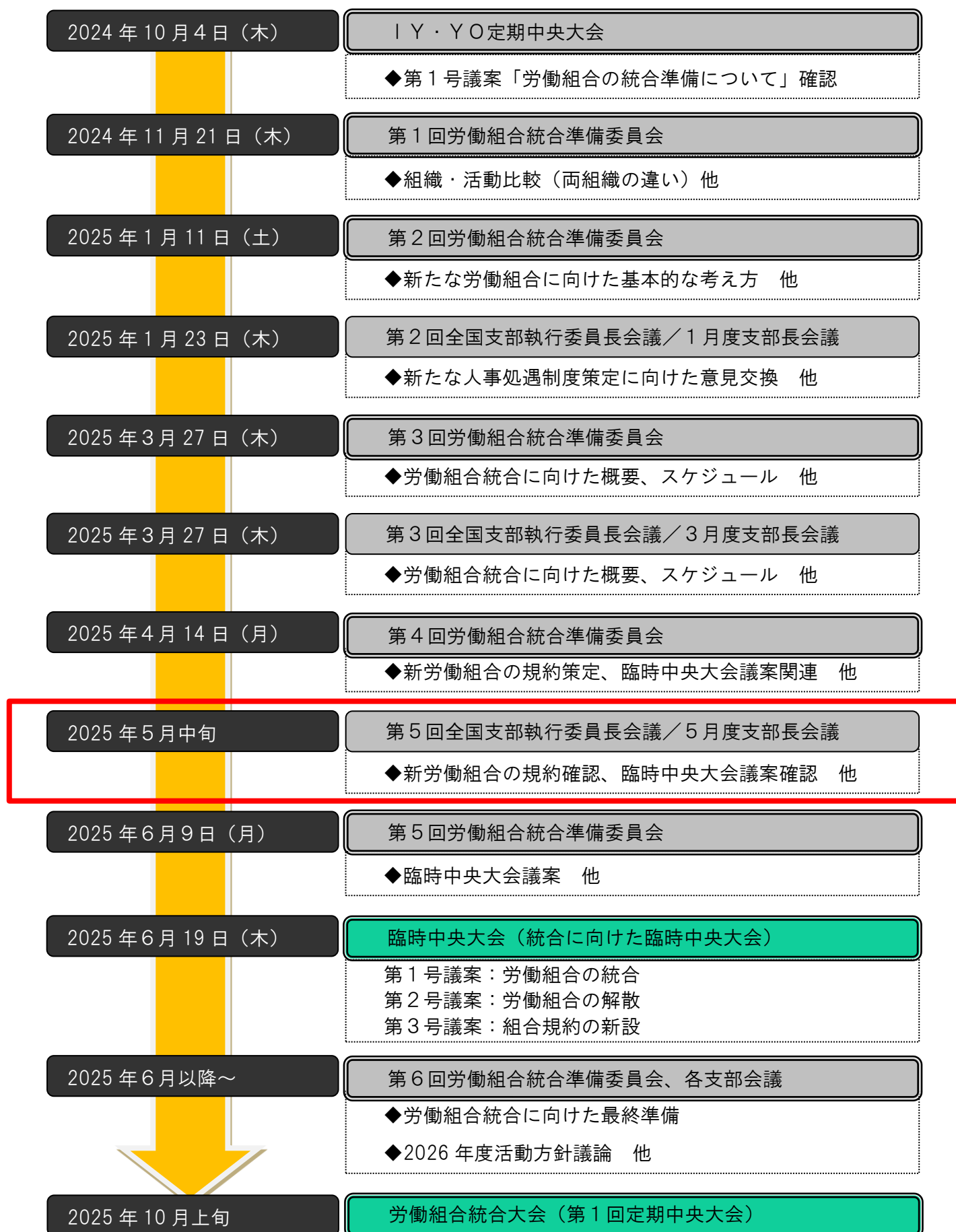
（４）新たな労働組合の目標・理念

「一支部一組合の確立」

- 組合員の幸せ実現に向けて、支部組織が自主的に活動できること
- 組合員にとって一番身近な組織・組合活動であること
- 組合員を取り巻く職場環境に対し、支部労使で協議・解決できること

「一支部一組合の確立」に向けて、新たな組織・新たな活動を推進する

2. 労働組合統合までのスケジュール



3. 労働組合統合に必要なこと

イトーヨーカドー労働組合とイトーヨーカドー労働組合ヨーク分会（法人登記名：ヨークマート労働組合）の統合にあたり、以下を準備する。

- 両労働組合の現組合同約第 19 条「組合の合併又は解散」に則り、臨時中央大会にて「労働組合の統合」「労働組合の解散」を議案として決議する。
- 新たな労働組合を設立するにあたり、臨時中央大会にて新組合同約を議案として決議する。
新たな組合同約は、上部団体 UA ゼンセンが定める標準規約を基本とし、I Y・Y O 両組織が有する現規約を整理し、労働組合統合準備委員会内で議論のうえ策定する。尚、各支部役員とは 5 月の会議体にて確認していく。
- 新組合同約に則り、新たな労働組合の組織体制・活動内容を議論し、統合大会（第 1 回定期中央大会）を開催し、新年度をスタートする。
- 統合後の新たな労働組合のイメージを組合員へ共有する。

4. 臨時中央大会 開催案内

■開催日時

2025 年 6 月 19 日（木） 13：30～16：45（終了予定）

※臨時中央大会終了後、「田村まみ 総決起集会」を開催予定 17：10～18：00（終了予定）

■会場

ベルサール飯田橋ファースト

■出席対象者

【I Y】支部執行委員長、中央執行委員

【Y O】支部長、中央執行委員

■内容

○議案事項（案）

【第 1 号議案】労働組合の統合

【第 2 号議案】労働組合の解散

【第 3 号議案】組合同約の新設

5. 臨時中央大会 各議案

臨時中央大会 第1号議案

全代議員の過半数以上の賛成が必要

労働組合の統合（案）

2023年9月1日に(株)イトーヨーカ堂と(株)ヨークは(株)イトーヨーカ堂を存続会社とする企業合併が完了した。以降、(株)イトーヨーカ堂を含めたSST事業グループは次々と大きな変革を迎えている。このような環境の中、組合員の雇用・労働条件を守り、健全かつ交渉力を持つ労使関係を維持するためにも、「一企業一組合」の考え方を基本とし、イトーヨーカドー労働組合とイトーヨーカドー労働組合ヨーク分会（法人登記名：ヨークマート労働組合）は労働組合統合に向け、執行機関である中央執行委員会内に「労働組合統合準備委員会」を設置し、準備を行ってきた。この間、中央執行委員会及び支部執行委員長／支部長の会議を通じてお互いの組織風土や、活動について意見交換を行ってきた。

私たちイトーヨーカドー労働組合とイトーヨーカドー労働組合ヨーク分会（法人登記名：ヨークマート労働組合）が統合するにあたり、両労働組合の組合規約第19条第9項「組合の合併又は解散」に則り、以下の事項を本臨時中央大会にて提案する。

1. イトーヨーカドー労働組合とイトーヨーカドー労働組合ヨーク分会（法人登記名：ヨークマート労働組合）は「対等合併」の考え方を基本に「統合」する。
2. イトーヨーカドー労働組合とイトーヨーカドー労働組合ヨーク分会（法人登記名：ヨークマート労働組合）の財産は統合後の新たな労働組合に帰属する。
3. 労働組合統合後の新たな組織名称は、(株)イトーヨーカ堂の企業別労働組合の位置づけから「イトーヨーカドー労働組合」とする。しかし、前項の組織とは異なる。
4. 労働組合統合は次に開催される定期中央大会をもって結了とする。

以上を踏まえ、今秋の定期中央大会をもってイトーヨーカドー労働組合とイトーヨーカドー労働組合ヨーク分会（法人登記名：ヨークマート労働組合）が統合することを決議する。

2025年6月19日（木）
イトーヨーカドー労働組合
イトーヨーカドー労働組合ヨーク分会
臨時中央大会

臨時中央大会 第2号議案

労働組合の解散（案）

イトーヨーカドー労働組合とイトーヨーカドー労働組合ヨーク分会（法人登記名：ヨークマート労働組合）は「対等合併」の考え方を基本に統合するために、法律上の存続組合を定め、新たな労働組合として設立する。労働組合統合後の存続組合は、“株式会社イトーヨーカ堂の企業別労働組合”の位置づけから、「イトーヨーカドー労働組合」とする。

私たちイトーヨーカドー労働組合ヨーク分会（法人登記名：ヨークマート労働組合）は、組合同規約第19条第9項「組合の合併又は解散」に則り、以下の事項を本臨時中央大会にて提案する。

1. イトーヨーカドー労働組合を法律上の存続組合とするために、イトーヨーカドー労働組合ヨーク分会（法人登記名：ヨークマート労働組合）は、次に開催される定期中央大会をもって「解散」する。
2. イトーヨーカドー労働組合ヨーク分会（法人登記名：ヨークマート労働組合）は、次に開催される定期中央大会まで2025年度活動方針に則って、現組織・活動を継続する。

以上を踏まえ、今秋の定期中央大会をもってイトーヨーカドー労働組合ヨーク分会（法人登記名：ヨークマート労働組合）が解散することを決議する。

2025年6月19日（木）
イトーヨーカドー労働組合ヨーク分会
臨時中央大会

※イトーヨーカドー労働組合は直接無記名投票を行わない。

臨時中央大会 第3号議案

組合規約の新設（案）

イトーヨーカドー労働組合とイトーヨーカドー労働組合ヨーク分会（法人登記名：ヨークマート労働組合）は「対等合併」の考え方を基本に統合するうえで、新たな労働組合として運用するための組合規約を新設する。

私たちイトーヨーカドー労働組合とイトーヨーカドー労働組合ヨーク分会（法人登記名：ヨークマート労働組合）は、組合規約第19条第1項「綱領、規約の改正」に則り、以下の事項を本臨時中央大会にて提案する。

1. 規約

【本規約】 第 1 章 総則		
条	ポイント内容	備考
第 1 条 名称	「イトーヨーカドー労働組合」と称す	法人登記名称
第 2 条 組合本部所在地	本部事務所は「東京都品川区南大井 6 丁目 27－18」に置く	
第 4 条 組織構成	株式会社イトーヨーカ堂とセブン＆アイ・ホールディングス関連企業の従業員で組織	
	「非組合員の定め」 (1) 労働組合法により組合員となれない者 (2) 労働協約に決められた非組合員の者 (3) 試用期間中の者 (4) その他組合で決定した者	労働協約
【本規約】 第 2 章 目的と事業		
条	ポイント内容	備考
第 7 条 目的	組合員の労働条件の維持改善、経済的かつ文化的生活の改善向上をはかること	
第 8 条 事業	(1) 労働協約の締結および改廃に関すること (2) 労働条件の改善向上をはかること (3) 労使協議制を通じて経営民主化をはかること (4) 福利厚生並びに相互扶助に関すること (5) 教養と文化に関する事業をおこなうこと (6) 同一目的を有する他団体との協力提携に関すること (7) 組合業務に必要な調査並びに研究をおこなうこと (8) 苦情処理に関すること (9) 社会への参加活動に関すること (10) 上部団体の方針に基づく活動に関すること (11) その他目的達成のために必要なこと	
【本規約】 第 3 章 権利と義務		
条	ポイント内容	備考
第 11 条 権利	(1) 組合の行事に参加し、その利益を得る権利 (2) 役員、その他選挙により選出される組合役職者の選挙権、被選挙権 (3) 規約に基づき、機関決定された会合に出席して、発言し、決議に加わる権利 (4) 組合が定めた手続により、各機関と役員の行動について報告を求め、自由に意見を表明する権利 (5) 役員が任務を怠り、組合の利益に反する言動があったときは、正当な方法によりこれを批判し、または手続に則り解任を求める権利 (6) 組合が定める手続により、組合備え付けの会計諸帳簿を閲覧する権利 (7) 教育を受ける権利	
第 12 条 義務	(1) 綱領、規約を守り、機関の決定に従う義務	

	(2) 組合が定める組合費、加入金、賦課金を納める義務	
第 13 条 チェック・オフ	会社とチェック・オフ協定が締結された場合、同協定が定めた方法で当該組合費、加入金、賦課金を納める	
第 14 条 資格の取得	雇用契約が締結されたときとするが、試用期間後に資格を取得する 但し、試用期間の有無は株式会社イトーヨーカ堂の就業規則に準ずる 尚、有期雇用者に関しては入社後次の契約更新時に資格を取得する	
第 15 条 資格の喪失	(1) 第 4 条 3 項に定める欠格事由に該当したとき (2) 組合を除名されたとき	
【本規約】 第 4 章 機関		
条	ポイント内容	備考
第 16 条 機関の種類	【決議機関】 (1) 大会 (2) 中央委員会 【執行機関】 (1) 中央執行委員会	
第 17 条 機関の決議等	特に定めるものを除き有効投票数の過半数をもって決する	
第 19 条 大会の構成	大会は、組合の最高決議機関であって、役員および大会代議員をもって構成する	
第 20 条 大会の開催	大会は、定期中央大会と臨時中央大会とに区分する (1) 定期中央大会は、中央執行委員長が毎年 1 回招集し、原則として 10 月に開催する (2) 定期中央大会を開催する場合、開催日時、場所、議案、その他大会に必要な事項について、中央執行委員長は 10 日前までに組合員に告示しなければならない	
第 21 条 大会代議員の選出と任務	大会代議員は、8 月 31 日現在の組合員数を基に、支部長を原則とし、支部毎に必ず 1 名を組合員の直接無記名投票によって選出する	
第 22 条 大会の成立	大会は、全代議員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立する	
第 23 条 大会付議事項	(1) 綱領、規約の改正 (2) 年次活動および事業報告 (3) 年次活動方針および事業計画 (4) 年次会計報告および予算 (5) 会計監査報告 (6) 役員選任のための選挙 (7) 役員解任 (8) 対外役員および各種委員の選出に関する事項 (9) 諸規程の制定および改廃に関する事項 (10) 同盟罷業に関する事項 (11) 上部団体への加盟および脱退 (12) 組合員の表彰および制裁 (13) 組合の合併または解散 (14) 支部の解散および設立 (15) その他特に必要な事項	
第 25 条 中央委員会の権限、構成および開催	中央委員会は、大会に次ぐ決議機関であって、役員および中央委員をもって構成する	
第 26 条 中央委員の選出と任務	中央委員は、支部長を原則とし、支部毎に必ず 1 名を選出する	
第 27 条 中央委員会の成立	中央委員会は、全中央委員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立する	
第 28 条 中央委員会の付議事項	(1) 活動および事業の中間報告 (2) 上部団体の議事または決議に伴う重要な事項 (3) 同盟罷業に関する事項 (4) 大会から委任された事項 (5) 大会付議事項以外の重要な事項	
第 29 条 中央執行委員会の構成および開催	中央執行委員会は、組合の執行機関であって、会計監査を除く役員をもって構成する 中央執行委員会は、原則として毎月 1 回開催する	
第 30 条 中央執行委員会の成立	中央執行委員会は、構成役員の過半数の出席をもって成立する	
第 32 条 中央執行委員会の任務	(1) 大会および中央委員会の決定事項を執行する (2) 組合活動を企画・立案する (3) 大会および中央委員会に提出する議案を作成する (4) 上部団体の決定事項を推進し執行する	

	(5) 緊急事項並びに日常業務を処理する (6) 査問委員会の裁定事項を議決する (7) 各支部に対し、毎月、その活動および主要な事項並びに機関の決定を報告する	
【本規約】第5章 役員		
条	ポイント内容	備考
第33条 役員の名称及び定数	(1) 中央執行委員長 1名 (2) 中央執行副委員長 若干名 (3) 中央執行書記長 1名 (4) 中央執行書記次長 若干名 (5) 中央会計 1名 (6) 中央執行委員 若干名 (7) 特別中央執行委員 若干名 (8) 中央会計監査 若干名 中央執行委員の定数は四役を除き毎年8月末現在の組合員数規模に応じ、組合員数20,000名以下に対し50名を配置することができる。また、組合員数5,000名の増員につき1名を追加配置することができる	
第35条 役員の選出	役員は、大会において組合員の直接無記名投票により選出する	選挙規程
第37条 役員の任期	役員の任期は1年とする。ただし、再選を妨げない	
第40条 役員調査費	直接無記名投票により選出された組合役員ならび書記局に役員調査費を支給する	役員調査費規程
第41条 組合活動臨時代行費	役員以外の組合員が中央執行委員長の要請により組合活動を行った際に臨時代行費を支給する	組合活動臨時代行費規程
【本規約】第6章 同盟罷業		
条	ポイント内容	備考
第42条 同盟罷業の行使	大会及び中央委員会の決議に基づき、同盟罷業を行使することについて決議する場合は、組合員の直接無記名投票を行い有効投票数の過半数の賛成を経なければならない	
【本規約】第7章 会計		
条	ポイント内容	備考
第44条 収入	組合費、加入金、賦課金及び寄付金の収入により賄う	会計及び財産管理規程
第45条 組合費	(1) ナショナル・エリア組合員 組合費＝基準内給与×1.5%＋定額300円（上限6,200円） (2) フィールド・エキスパート・嘱託組合員 組合費＝基準内給与×1.5%＋定額100円（上限4,500円） (3) パートナー組合員 組合費＝基準内給与×1.5%＋定額100円（上限2,400円） (4) パートナー組合員(月間契約87時間以上120時間未満／週20時間未満) 組合費＝基準内給与×1.5%＋定額70円（上限1,500円） 毎月の賃金からそれぞれ算出した額を納入する（納入回数は年間12回） 「組合費免除の定め」 (1) 休職期間中の者 (2) パートナー組合員でその月の給与総額が20,000円に満たない者 (3) その他、中央執行委員会が決議した場合	
第46条 加入金	組合に加入する者は、「1,000円」の加入金を組合に納めなければならない	
第47条 組合費の払戻し	組合員が納めた組合費は、理由のいかんを問わず一切払戻しはしない	
【本規約】第8章 旅費交通費		
条	ポイント内容	備考
第51条 旅費交通費	組合員が組合業務を遂行したとき及び活動に参加したときは、旅費交通費を支給する	旅費交通費規程
【本規約】第9章 書記局及び専従者		
条	ポイント内容	備考
第52条 書記局	組合業務を処理する為に書記局を置く	専従者規程
第53条 専従役員	必要に応じ専従役員（会計監査を除く）を置く	専従者規程
【本規約】第10章 賞罰		
条	ポイント内容	備考
第56条 表彰	組合の発展又は事業に多大な功労があった場合、若しくは特に模範となるべき行為があった場合は、大会の議	表彰規程

	を経て表彰する	
第 57 条 制裁	組合員が義務を怠り、綱領、規約、大会の決定に違反し、又は統制を乱したときは、大会若しくは中央委員会の決定により制裁を受ける	
【本規約】 第 11 章 個人情報保護		
条	ポイント内容	備考
第 60 条 個人情報管理	組合員の個人情報の管理については、別に定める「個人情報管理規程」による	個人情報管理規程
【本規約】 第 12 章 付則		
条	ポイント内容	備考
第 64 条 施行期日	この規約は、2025 年 10 月 3 日より施行する	

2. 諸規程

《議事運営細則》		
条	ポイント内容	備考
第 2 条 目的	大会、中央委員会、中央執行委員会を民主的かつ円滑に運営することを目的とする	
第 6 条 議案内容の事前配布	大会が招集されたときは、中央執行委員会は、原則として当該大会の 5 日前までに議案内容をすべての代議員に配布しなければならない	
第 7 条 代議員及び中央委員証	代議員が大会に出席したときは、所定の代議員証を受付にて呈示して会場に入場しなければならない	
第 13 条 議長の大会成立手続き	議長は、運営委員会に資格審査を命じ、その結果が定数に達しているときは直ちに大会の成立を宣言する	
第 14 条 議長・副議長の権限と任務	(1) 大会を代表する権限 (2) 大会書記を任命し、会議の記録をとらせる権限 (3) 議事録署名人を兼務する権限 (4) 議場を管理し、議場の秩序を保持する権限 (5) 発言を許し又は整理し若しくは禁止する権限 (6) 議場内において会議の諸規程に違反し、又は議場を混乱におとしいれる者に対し、その行為の中止を命じ、又は退場を命ずる権限 (7) 議場が騒然として整理することが困難であるとき、当該会議を中止する権限 尚、会議を中止した場合、その再開方法などについては運営委員会の意見を聞かなければならない。 (8) 副議長に、議長を代理させる権限	
第 17 条 運営委員会の設置	運営委員会の構成は、中央執行委員より 1 名、代議員より若干名とし、委員の互選により委員長を選出する ただし、中央執行委員は委員長になれない	
第 19 条 投票管理委員会の設置	運営委員会は、大会において投票の必要が生じたときは、投票管理委員会を設ける ただし、会議運営の都合上、運営委員会ならびに選挙規程に定める選挙管理委員会をもって充当することができる	
第 28 条 決議の方法	議案並びに修正案の決議方法は、規約に特別に定める事項を除き、次のいずれかの方法から出席代議員に諮って決定する (1) 口頭 (2) 挙手 (3) 起立 (4) 拍手 (5) 記名投票 (6) 無記名投票	
第 33 条 傍聴人	大会を傍聴する者は、大会 10 日前までに、中央執行委員会に申し出て承認を受けなければならない	
第 35 条 議場の秩序維持	代議員は、みだりにその議席を離れ議場を混乱させる行為をしてはならない	
《選挙規程》		
条	ポイント内容	備考
第 2 条 目的	役員選挙についての手続きを規定するものであり公正にして民主的にこれを行うことを目的とする	
第 4 条 役員推薦委員会の設置	大会においてあらかじめ役員選挙の必要があると認められる場合には、役員候補者の推薦とその選出を円滑に行う為、選挙期日の 15 日前までに役員推薦委員会を設置する	
第 11 条 選挙管理委員会の設置	選挙を行うときは、選挙管理委員会を設置する	
第 22 条 直接投票主義	投票は、1 人 1 票とし、組合の認証のある所定の用紙を用いた方法、もしくは Web・オンラインを用いた方法のいずれかより、直接無記名投票とする	
第 24 条 信任投票	候補者が定員を超えないときは、信任投票を行う	

《会計及び財産管理規程》		
条	ポイント内容	備考
第2条 目的	組合の健全かつ正確な財産処理を目的とする	
第12条 決算及び会計報告	中央執行委員会は、会計年度終了後速やかに決算を行い、当該年度の財源及び使途、主要な寄付者の氏名並びに現在の経理状況を示す会計報告を作成し、会計年度終了後初めて開催する定期中央大会の議案に付して承認を受けなければならない	
第13条 会計処理	収支は、すべて組合所定の伝票によって処理する	
第20条 保存期間	(1) 主要帳簿 10年間 (2) 補助帳簿 5年間 (3) 伝票、証憑書類 3年間	
《旅費交通費規程》		
条	ポイント内容	備考
第2条 目的	組合員が組合活動を行う際の旅費交通費の支出について定める	
第3条 就業規則の準用	旅費交通費の支出は、原則として株式会社イトーヨーカ堂の就業規則（旅費規程等）の定めに従う	
第11条 出張の種類	国内出張 (1) 組合員が第6条に規定する移動手段において、支部又は組合本部を起点に片道100km以上の遠隔地で組合が主催する諸会議に出席する場合。但し、組合活動における事務局を担う場合 (2) 中央執行委員長が認めたその他の活動を行う場合 (3) 前(1)号、(2)号に該当せず（遠隔地ではない）、宿泊を伴う場合	
《支部運営規程》		
条	ポイント内容	備考
第2条 目的	組合の支部を民主的かつ円滑に運営することを目的とする	
第3条 設置	(1) 各事業所 (2) 本部・センター (3) その他 支部が複数の事業所にて構成され、かつ複数の組合員がいる場合、その支部に分会をおくことができる	
第5条 活動	(1) 支部に所属する組合員の労働環境の整備、改善を図ること (2) 労使協議制を通じて経営民主化をはかること (3) 職場討議を通じて、支部組合員の意見を組合活動に反映させること (4) 支部組合員の福利厚生並びに相互扶助に関すること (5) 支部組合員の教養と文化に関すること (6) 支部組合員の親睦を深め一体感を醸成すること (7) 支部組合員の苦情処理に関すること (8) その他、組合の目的達成の為に必要なこと	
第6条 機関の種類	(1) 支部大会 (2) 支部執行委員会	
第14条 支部執行委員会の構成及び開催	支部執行委員会は、支部の執行機関であって、支部会計監査を除く支部役員をもって構成し、支部長が招集する 支部執行委員会は、原則として毎月1回開催する	
第20条 支部役員の名称及び定数	(1) 支部長 1名 (2) 副支部長 若干名 (3) 支部会計監査 1名 ※副支部長は、組合員200名未満の支部は2名、200名以上の支部は3名置くことができる	
第32条 分会の条件	(1) 支部が複数の事業所にて構成され、かつ複数の組合員がいる場合 (2) 組合員がいる事業所内に使用者を有しない場合 (3) その他、中央執行委員会が定めた事業所	
第33条 分会役員の名称及び定数	(1) 分会長 1名	
《役員調査費規程》		
条	ポイント内容	備考
第2条 目的	直接無記名投票にて選出された役員ならびに書記局の役員調査費及び専従調査費の支出について定める	
第3条 支給基準	(1) 役員調査費	

	中央執行委員長 30,000 円 中央執行副委員長 20,000 円 中央執行書記長 20,000 円 中央執行書記次長 18,000 円 中央執行委員 16,000 円 支部長 9,000 円 副支部長 5,000 円 分会長 5,000 円 (2) 専従調査費 中央執行委員長 17,000 円 中央執行副委員長及び中央執行書記長、中央執行書記次長、中央会計 15,000 円 中央執行委員 9,000 円 専従職員 8,000 円	
《組合活動臨時代行費規程》		
条	ポイント内容	備考
第2条 目的	役員以外の組合員が組合活動を行った際の臨時代行費の支出について定める	
第4条 組合活動の一時調査費	(1) 組合活動が4時間を越える場合は2,000円を支給する (2) 組合活動が4時間未満の場合は1,000円を支給する	
第5条 中央執行委員長の承認	支出については、中央執行委員長の要請及び承認を要する	
《専従者規程》		
条	ポイント内容	備考
第2条 目的	書記局を適正かつ円滑に運営することを目的とする	
第3条 書記局の設置	中央執行委員会は、組合活動に関わる事務業務全般を処理する為に書記局を設置する	
第6条 組合専従者	会社を休職し若しくは会社から労働組合に出向し又は労働組合と雇用契約を締結する等し、労働組合業務に従事する次の各号に定める者を言う (1) 専従役員 (2) 専従職員	
《表彰規程》		
条	ポイント内容	備考
第2条 目的	組合員を表彰するときの基準並びに手続きを明確にし、適正な運用をはかることを目的とする	
第4条 表彰の方法	表彰は、大会において中央執行委員長が表彰状と中央執行委員会が決定した記念品を贈呈する方法により行う	
《査問委員会規程》		
条	ポイント内容	備考
第2条 目的	制裁の基準と方法について規定するものであり、公正適切な判断により組合内の正義と秩序を維持することを目的とする	
第4条 委員の選出、資格	委員の選出方法については、中央執行委員会が役員以外の組合員の中から選出する	
第8条 制裁の基準	(1) 組合規約及び、機関の決定に従わず、著しく組合の統制を乱したとき (2) 組合の機密事項を他に洩らし、組合に多大な不利益をもたらしたとき (3) 組合業務に妨害を加え、また、組合員の正当な権利・職務を妨害したとき (4) 組合の職制を利用し、組合及び組合員に多大な不利益をもたらしたとき (5) 組合の財産を不正に利用又は損壊し、組合に多大な不利益をあたえたとき (6) その他、組合及び組合員に多大な不利益を与えたと中央執行委員会で認められるとき	
第9条 制裁の種類	(1) 除名 組合より除名する (2) 権利停止 事件の軽重に応じ、1か月以上1年以内の間、規約に定める一切の権利を停止する（ただし、規約第12条の義務は果たさなければならない） (3) 譴責 始末書を取り、将来を戒める (4) 勧告 本人に対し文書又は口頭で注意を与え、反省を求める (5) 解任	
《組合活動犠牲者救済規程》		
条	ポイント内容	備考

第2条 目的	組合員が組合活動のため犠牲を蒙ったとき、これを救済することを目的とする	
第5条 救済事由	(1) 死亡したとき (2) 負傷または疾病したとき (3) 逮捕又は勾引、勾留されたとき (4) 刑罰を科されたとき (5) 刑法上又は行政上の処分について係争中のとき、若しくは係争を必要とするとき (6) 使用者より解雇され、若しくは懲戒等不利益な取扱を受けたとき (7) その他特に救済を必要と認めたとき	
《個人情報管理規程》		
条	ポイント内容	備考
第2条 目的	「個人情報の保護に関する法律」に基づき、個人情報保護の重要性に鑑み、組合における全ての組合員、組合が保有する個人情報の漏えい・紛失・改ざん・誤記録等を防止し、個人情報保護の徹底をはかることを目的とする	
第9条 目的以外利用の禁止	組合員が組織活動を通じて知り得た情報を利用目的達成に必要な範囲を超えて取り扱ってはならない	
第10条 個人情報の管理	個人情報が記載された文書等の保管場所については、常時施錠しなければならない	

以上を踏まえ、新たな労働組合に於いては、新たな組合規約にて運用することを決議する。

2025年6月19日（木）
イトーヨーカドー労働組合
イトーヨーカドー労働組合ヨーク分会
臨時中央大会

以上